

令和元年第 6 回

美里町農業委員会定例総会議事録

第6回美里町農業委員会定例総会

- 1 開催日 令和元年6月26日(水)午後1時30分から午後2時13分
- 2 開催場所 美里町役場南郷庁舎2階 202会議室
- 3 出席委員(16名)

1番 小野 保裕	2番 後藤 幸太郎	3番 大崎 幸信
4番 我妻 卓美	5番 古内 世紀	6番 久道 雄悦
7番 大友 重善	8番 佐々木幸一郎	9番 佐々木 裕一
10番 遊佐 恭一	11番 柴山 真二	12番 尾形 司
13番 鈴木 幸博	14番 福田 なほ子	15番 邊見 勝寿
16番 伊藤 恵子		
- 4 欠席委員(なし)
- 5 報告事項
 1. 農家相談日について
 2. 農地法第18条第6項の規定による通知について(賃貸借権の合意解約)
 3. 利用権設定の合意解約による通知について
 4. 非農地証明願について
 5. 農用地の形状変更届出について
- 6 議事
 - 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
 - 第2号議案 農用地利用集積計画書審議について
 - 第3号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見について
 - 第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について
- 7 その他連絡・報告事項
 1. 令和元年6月事業報告について
 2. 令和元年7月事業予定について
 3. その他
- 8 農業委員会事務局職員
 - 事務局長 菊地 和則
 - 主 事 佐藤 汰一

9 会議の概要

事務局	<p>定刻になりましたので、ただいまより令和元年第6回美里町農業委員会を開会いたします。</p> <p>開会に当たりまして、会長より挨拶をいただきます。</p>
会長	<p>(挨拶内容省略)</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条により、会長が議長となり議事を整理するとありますので、会長、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、これより令和元年第6回美里町農業委員会総会を開会いたします。</p>
議長	<p>本日の出席委員は16名全員であります。農業委員会に関する法律第27条第3項の規定を満たしておりますので、総会は成立しております。</p>
議長	<p>次第の3番、議事録署名委員の選任でございます。会議規則第15条1項の規定により、議長よりお二人を指名いたします。14番福田なほ子委員、15番邊見勝寿委員のお二人をお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、報告事項に入ります。</p> <p>農家相談日について、6月5日に農家相談を行っておりますので、担当の委員より報告願います。</p>
大友重善委員	<p>それでは、7番大友から報告します。農家相談は6月5日会長室で、邊見会長職務代理者、佐々木幸一郎委員、そして私、大友の3名で対応し、相談件数は3件でした。</p> <p>1件目は、地区のさんという方で、農業委員会に対する意見書を持ってまいりました。年前に許可をいただいた農地について、最初から農業には不適当な農地だったのではないかということと、その農地についてはをではないか、というようなお話でした。回答としましては、農地は地表しか見えず、地中までは見ることが</p>

できませんが、今後このようなことがないように十分調査しながら売買を進めていきたい、ということでお引き取り願いました。

2件目は、地区のさんという方で、現在、さんに作付けしてもらっていますが、圃場整備をしてから自分の田んぼの位置がわからなくなったということでの相談でした。現在、作付けしている

さんと一度話し合ってみてください、と回答しました。

それから、3件目ですが、地区のさんとさんが一緒に見えられまして、さんの夫のさんが農業者年金の経営移譲年金を受給しているのですが、昨年12月に賃借権設定していた農地7反歩を解約し、戻ってきましたので、移譲年金が停止するのではないかとということでどうしたらよいかという相談でした。本日ご一緒のさんの息子さんに利用権設定で作ってもらえないかという話をし、そのようにお願いをするということとなり、今月総会には間に合いませんが、来月の総会には間に合うように手続きするということとなりました。

以上でございます。

議長

ここで事務局長より、今報告のあった農家相談について若干の補足があるとのことですが、補足説明の発言についてよろしいですか。

大友重善委員

はい、お願いします。

事務局長

それでは、農家相談についての補足をいたします。

2件目の地区のさんの件ですが、その後、さんの奥さんから、本人は納得しました、という報告がありました。

それから、3件目のさんとさんでございますが、相談日の時は、近々農地法第3条による申請をするというお話しでしたが、

さんの息子さんは受託しないということになりました。また、このことにより、さんの農業者年金の経営移譲年金は減額になってしまいますが、さんは了承しましたので報告をします。

以上でございます。

議長

ご苦労さまでした。

議長

続きまして、報告事項2番、農地法第18条第6項の規定による通知につ

いて、報告事項 3 番、利用権設定の合意解約による通知についてを一括で事務局より報告願います。

事務局

(報告事項 2、報告事項 3 について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

ありがとうございました。

ただいま事務局から報告事項 2 番、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、報告事項 3 番、利用権設定の合意解約による通知についてを一括で報告いただきましたが、不明な点があれば再度説明をいたします。ございませんか。

(なしとの声あり)

議長

ないようですので、続きまして、報告事項 4 番、非農地証明願について、事務局より報告願います。

また、6 月 14 日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の報告終了後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についても報告をいただきます。

初めに、事務局より説明を願います。

事務局

(報告事項 4 について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

ありがとうございます。

引き続き、農地調査委員会の担当委員より、調査結果についての報告をお願いいたします。

鈴木幸博委員長

それでは、13 番鈴木より報告申し上げます。

農地調査委員会は、今月も福田なほ子委員と委員長である私、鈴木の名が担当し、当日は伊藤恵子会長、邊見会長職務代理、事務局から菊地局長と佐藤主事の計 6 名により現地調査を行いました。

番号 8 について、現地は 地区の に位置しており、現在は宅地となっております。非農地となって 20 年以上経過していることから、現地調査終了後、速やかに証明書を発行するよう事務局に指示いたしました。

番号 9 について、現地は番号 8 同様、 地区の に位置しておりま

して、現在は宅地となっており、非農地となつて20年以上経過しております。現地調査終了後、速やかに証明書を発行するよう事務局に指示いたしました。

番号10について、現地は 地区の 位置しております。現在は申請者である さんの自宅として利用されておりますが、非農地となつて20年以上経過していることから、現地調査終了後、速やかに証明書を発行するよう事務局に指示しております。

以上でございます。

議長

ご苦労さまでした。

事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしました。不明な点があれば再度説明をいたします。ございませんか。

(なしという声あり)

議長

ないようですので、続きまして、報告事項5番、農用地の形状変更届出について、事務局より報告願います。

また、6月14日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の報告終了後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についても報告をいただきます。

初めに、事務局より説明を願います。

事務局

(報告事項5について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

ありがとうございました。

引き続き農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をお願いいたします。

鈴木幸博委員長

それでは、引き続き13番鈴木より報告いたします。

番号2について、現地は 地区の 位置してまして、露地野菜の作付けを予定しており、特に問題は見当たらず、許可相当と見てまいりました。

番号3については、番号2に隣接しており同じく露地野菜の作付けを予定しておりまして、特に問題は見当たらず、許可相当と見てまいりました。

以上でございます。

議長

ご苦労さまでした。

事務局の説明と農地調査委員会の報告終了いたしました。不明な点があれば再度説明をいたします。

7番大友重善委員。

大友重善委員

7番大友です。

形状変更として2区画、どちらも田んぼになっていたかと思えます。ここは今田んぼになっていますが、6月15日土盛が始まる予定ですが、面積も大分大きいようですが、合計でアール。そうすると、盛土が3カ月間もかかるということは、ちょっとかかり過ぎかなと思えます。同時に盛土が始まったとしても1カ月ぐらいで終わるかと思えます。その辺について、露地野菜の播種や収穫を考慮した場合、どのような作付け計画なのか、もし把握していたら教えてほしいと思えます。

議長

事務局、回答願います。

事務局

それでは、7番大友重善委員のご質問にお答えいたします。

番号2と3、形状変更として2区画となりますが、施工期間が6月15日から9月14日までの3カ月間でございます。質問の内容が、盛土の期間として3カ月間は長過ぎるのではないかとということと、仮に盛土が完了したとしても年内に露地野菜が作付できないのではないかとという2つのご質問かと思えますが、形状変更につきましては、最長でも3カ月を超えなければ認められるという申し合わせがございます。確かに3カ月もかければ年内の露地野菜の作付けはまず難しいですが、春に収穫する野菜の播種は可能であると考えます。形状変更をする時期にもよりますが、事実上、来年以降に露地野菜を作付するということとなります。その前段として約3カ月かけて盛土をし、盛土が終わっても、土づくりに時間がかかりますので、仮に9月14日に盛土が完了したとしても、すぐには作付けは出来ないと思えます。この盛土ですが、申請者はの工事から出る良質の残土を見込んで、その残土を活用して形状変更したいということでした。その関係で工期は3カ月と見込み、終期より前に終わればいいのですが、今日現在、まだ盛土はなされていないようでございます。工事から出る残土による形状変

更ですので、天候にも左右されることもあり、少々遅れ気味ではありますが、現時点ではそのようなことでございます。

以上でございます。

大友重善委員

はい、ありがとうございました。

議長

そのほかございませんか。

(なしとの声あり)

議長

ないようですので、続きまして、議事に入ります。

議長

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

(第1号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

ありがとうございました。

事務局からの説明が終了しましたので、審議に入ります。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

第1号議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認め、第1号議案は原案のとおり許可といたします。

議長

続きまして、第2号議案、農用地利用集積計画書審議についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

(第2号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

ありがとうございました。

事務局の説明が終了いたしましたので、第2号議案、農用地利用集積計画書審議について審議をいたします。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決に入ります。

第2号議案について賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

第2号議案、農用地利用集積計画書審議については、10議案全て賛成です。原案のとおり許可とし、町長に報告をいたします。

議長

続きまして、第3号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

(第3号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

ありがとうございました。

事務局の説明が終了いたしましたので、議案番号66番から69番までの4議案について審議をいたしますが、農業委員会等に関する法律第31条により、11番柴山真二委員の退席を求めます。

議長

休憩いたします。(14:08)

議長

再開します。(14:08)

議長

休憩前に引き続き、議案番号66番から69番の4議案について審議をい

たします。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決に入ります。

第3号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

議長

休憩いたします。(14:10)

議長

再開します。(14:10)

議長

第3号議案は原案のとおり許可相当と意見を付し、農地中間管理機構へ進達をいたします。

議長

続きまして、第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についてを議題といたします。

また、6月14日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の説明終了後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。

初めに、事務局より説明願います。

事務局

(第4号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

ありがとうございました。

引き続き、農地調査委員会の担当委員より、調査結果についての報告をお願いいたします。

鈴木幸博委員長

それでは、13番鈴木より報告申し上げます。

番号9につきまして、現地は 地区の に位置しておりまして、転

用目的は居宅建築です。農地区分については、近くに10アール以上の農地があるものですが、宅地により分断されるため、第2種農地と判断いたしました。特に問題は見当たりませんでしたので、許可相当と見てまいりました。

以上でございます。

議長

ご苦労さまでした。

事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、審議に入ります。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定については、原案のとおり許可相当と意見を付し、宮城県知事に進達をいたします。

議長

以上で、議事を終了いたします。

議 事 録 署 名

上記、第6回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

令和元年 月 日

会 長

署名委員 14 番

署名委員 15 番